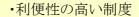
## ◆退職給付金制度改正◆

|共済契約者・加入者のニーズ (平成27年度実施アンケートより)

- ・退職金制度があるという安心感 ⇒ 退職後(老後)の生活設計の役に立つため必要
- ・掛金累計額以上の給付受取期間の短期化 ⇒ 給付額の改善
- ・短期加入者の給付額の増額 ⇒ 支給率の見直し
- ・制度の利便性の向上 ⇒ 掛金区分(通常・2倍)変更を可能にする
- ・退職給付金制度の安定 ⇒ 将来にわたり確実に給付できるような安定運用

## 【検討課題】

- ◆公平性・利便性と安定性の確保
- ・掛金累計額(事業主分+会員分)以上の給付受取期間の短期化



・永続的に維持できる安定した退職給付金制度



## <検討課題での比較表>

<u> </u>			
課題		<現行制度>  退職時認定給与×支給率	<新制度> 掛金累計額(事業主分+会員分)×新支給率
	掛金累計額受取期間	・約11年から15年	·(案) 10年
	(掛金総額 = 事業主分 + 会員分)	*一律ではない	*一律
2	加入期間中の掛金区分の変更		
	·通常掛金···全会員加入可	•不 可	•可 能
	•2倍掛金•••福祉医療機構3倍掛金対象者		*ただし、2倍掛金加入条件については今後検討
3	昇給限度率(H28年度4%、H29年度6%)	・設定している	・設定しない
	·認定標準給与=前年度認定標準給与×当年度昇給限度率		
4	退職時の標準給与を退職給付金計算の基礎と	・雇用形態により、継続加入した方が	・掛金累計額が退職給付金計算基礎となるため、雇用形態が
	しているための不具合	退職給付金が減るケースがある。	変わっても、継続加入した方が有利となる。
		*一旦退職し再加入する等の検討が必要となる	*一旦退職し再加入する等の検討が必要がない